

## 第1章

# 個人情報保護と民生委員・児童委員活動

1. 個人情報保護法制定の背景
2. 民生委員・児童委員活動と個人情報保護
3. 個人情報とは
4. 個人情報に関して誰もが持っている権利
5. 個人情報はなぜ保護されなければならないのか

# 第1章 個人情報保護と民生委員・児童委員活動

## 1. 個人情報保護法制定の背景

高度情報化社会の急速な進展は、私たちの暮らしにはかり知れない利便を提供してくれています。しかし一方で、個人情報の大量かつ迅速な収集、処理、利用が可能となり、売買の対象とされるようになったことで、企業や公的機関がもつ個人情報の流出、悪用が社会的な問題となり、「個人の情報をいかに守るか」という課題が生じました。

こうした事故や犯罪が敏感に報道されるようになった背景には、社会の情報化が進展したという側面もありますが、住民の「自分の個人情報の取り扱われ方」に対する関心が高まってきてることにもよると考えられます。

このような状況を受け、個人情報を保護し、個人の権利利益侵害の防止を図ることを目的とした「個人情報保護法」が制定され、2005(平成17年)4月1日より全面的に施行されました。

個人情報保護法の施行により、個人情報を取り扱う事業者には一定の義務が課されるようになり、住民の間にも個人情報保護法の概要やそれに即した事業者の取り組みが浸透し、個人情報についての関心や権利意識がますます高まっています。

## 2. 民生委員・児童委員活動と個人情報保護

民生委員・児童委員も、こうした社会の情勢に無関心であったり、個人情報の取り扱いに無防備ではいられない時代になってきています。民生委員・児童委員の役割である、生活状態の把握、相談・支援活動、記録、福祉サービス利用への橋渡し、関係機関への協力といった活動は、個人情報等を取り扱う活動そのものといえます。誤った個人情報の取り扱いをすれば、住民の信頼を損なうなど、民生委員・児童委員活動そのものが成り立たなくなることにもなりかねません。

民生委員・児童委員は個人情報保護法による「事業者」には該当せず、直接個人情報保護法による制約は受けませんが、個人情報保護への配慮は、住民との信頼関係を保つために非常に重要です。また、個人情報の流出により住民が被害や不利益を被らないよう、住民の様々な情報についてはこれまで以上に慎重な管理が求められています。

さらに、今後は住民からの個人情報の取り扱われ方や流出被害に関する相談が寄せられることも予想されます。こうした相談に対応できるよう、個人情報保護について学んでおくことが望まれます。

## 3. 個人情報とは

個人情報は適切に取り扱わなければなりませんが、そもそも個人情報とは一体どのようなものでしょうか。個人情報保護法では、個人情報を次のように規定しています。

### 【個人情報とは】

「個人情報」とは、氏名、住所、生年月日、職業など個人に関するあらゆる情報で特定の個人が識別されるものをいう(個人情報保護法第2条第1項より)

民生委員・児童委員活動に即して言えば、日頃活用している福祉票に記載されている内容のうち、関係機関・団体の連絡先や民生委員・児童委員自身の所感などを除けば、ほとんどが住民の個人情報と考えられます。民生委員・児童委員は、個人情報の中でも、特に、所得・財産、疾病・障害、家族など、最も支援の必要な人の世帯・家庭の内部に入り込んだ、気をつけなければならない情報を知り得るということを再認識しておく必要があるでしょう。

## 4. 個人情報に関して誰もが持っている権利

### 【個人情報に関して誰もが持つ権利】

- ①自分の情報が誤りなく記載されているか確認できること  
(事業者に対して、個人情報の開示、訂正、削除、利用停止を要求できる)
- ②本人の許可なく第三者に個人の情報を公開されないこと
- ③自分の情報を登録、提供するかどうかを選択できること

個人情報保護法では、事業者に対して、個人情報の保有目的をその情報の主体である本人に知らせる義務をもたせています(18条)。また、管理する個人情報の本人に対する情報開示について、本人や第三者の生命、身体、財産などを害するおそれがある場合を除いて、開示する義務も定められています(25条)。さらには、開示の結果、個人情報の記載に誤りがあり、本人から訂正などが求められた場合には、原則として訂正等を行う必要があります(26条)。同様に、個人情報の利用・取得などが適切に行なわれていないという理由により、利用の停止が求められた場合、その求めに応じなければならないとも規定されています(27条)。

これらの条文は直接的には個人情報を取り扱う「事業者」(6ヶ月以上5,000人を超える個人情報を取り扱う)に対する規定ですが、裏を返せば、取り扱われる個人情報の主体である個人が持っている権利です。この規定により、自らの個人情報について、事業者が持っているのかどうか、持っているのであればどのような目的に利用されるのか、その情報は正確で適切に使われているか、等について知ることが保障され、また、自分の情報が誰にどのように取り扱われているのかを本人が管理できる仕組みが担保されたことになります。

こうしたことは、必ずしも民生委員・児童委員活動だけに当てはまるわけではありませんが、今後は、支援対象となる人から自分についてどのように書かれているのか見せてほしいとか、記載事項に誤りがあるので修正してほしいといった要求がなされることも想定されます。また、自分の情報に関する記載の可否も選択できるようになるですから、福祉票に記録を書きとめてよいかどうかについて、本人意思を確認する必要があります。こうしたことを面倒なことと捉えるのではなく、民生委員・児童委員側から積極的に情報の取り扱い方について確認を取っていけば、逆に支援対象となる人の信頼を得られる契機にすることにもなります。

## 5. 個人情報はなぜ保護されなければならないのか

### (1) 個人情報は個人の人格の一部

個人情報の保護は、個人の尊厳が重んじられるという人権思想に由来しています。とりわけ、急速にネッ

トワーク化が進む現代社会においては、個人情報は、個人の人格の一部として適切な保護が図られることが重要と考えられるようになってきました。一方で、適切な保護のルールの下、個人情報の利用、提供、流通等を図っていくことも、利便性の高い豊かな生活を実現していくために必要です。この調和を図るために、適切なルールづくりが進んできたといえます。

## (2) 人権侵害・プライバシー侵害を防止するために

私たちの個人情報は、すでにあらゆるところで管理されています。しかし、個人情報の流出や悪用の事件は枚挙に暇がありません。巨大インターネット接続事業者から450万人もの会員情報が漏洩していた事件やテレビ通信販売で有名な企業の顧客情報流出、コンビニエンスストアチェーン店・銀行・カード会社・生命保険会社などの顧客情報流出、そして県立図書館や警察といった行政機関が持つ個人情報までも流出していたとの報道もありました。これらの事件の一体何が問題なのでしょうか。

まず一次的には、個人情報の流出そのものが人権侵害・プライバシー侵害となるおそれがあるということです。百貨店やコンビニエンスストア・通信販売会社の顧客データであれば買い物の嗜好や個人資産が、銀行やカード会社のデータからも個人資産や借金の状況が、図書館であれば読書傾向、警察のデータであれば犯罪履歴等が、他者あるいは不特定多数者に知られることとなり、知られた本人（被害者）にとっては大きな精神的な苦痛をうけることとなります。

特に、社会福祉の援助に関わる個人情報は社会的評価や偏見に関連付けられる場合が少なくありません。たとえば、福祉サービスを利用するにあたり調査された身体や精神の状況、資産状況、疾病、生活保護受給記録、各種の福祉サービス利用情報、さらには宗教・門地等は、他者に知られることで本人や家族に様々な影響や社会的不利益をもたらしかねません。

## (3) 過剰なセールス等の迷惑行為、悪徳商法や詐欺等の被害を防止するために

二次的な問題として、個人情報を悪用した訪問販売、通信販売、ダイレクトメール、電話勧誘などの被害を生むことが挙げられます。販売する側からは、顧客ターゲットを絞ることができ効率的な商売が可能となるからです。また、中には不当に高額なものを売りつける事例が見受けられます。ダイレクトメールならばまだ「迷惑」の範疇かもしれません、しつこい勧説電話や訪問販売員に粘られて根負けして必要なものを高額で買わされたということになると、確実に「被害」といえるでしょう。さらには、心当たりのない不当な請求書を送りつけて振り込ませようとする犯罪、職業や家族構成から類推できる脅迫文を送りつける犯罪なども頻発しています。

もし、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を利用しているひとり暮らし高齢者の情報などが関係機関から漏洩すれば、訪問販売や「振り込め詐欺」の恰好のターゲットとなってしまいかねません。福祉サービスを利用している人たちには、様々なハンディキャップ（会話、交渉、判断など）を抱えている人も多く、それだけに一層、支援の対象となる人の情報はきちんと守られる必要があるといえるでしょう。